
財政の概況

平成20～29年度決算の状況(推移)

平成30年9月

小樽市財政部

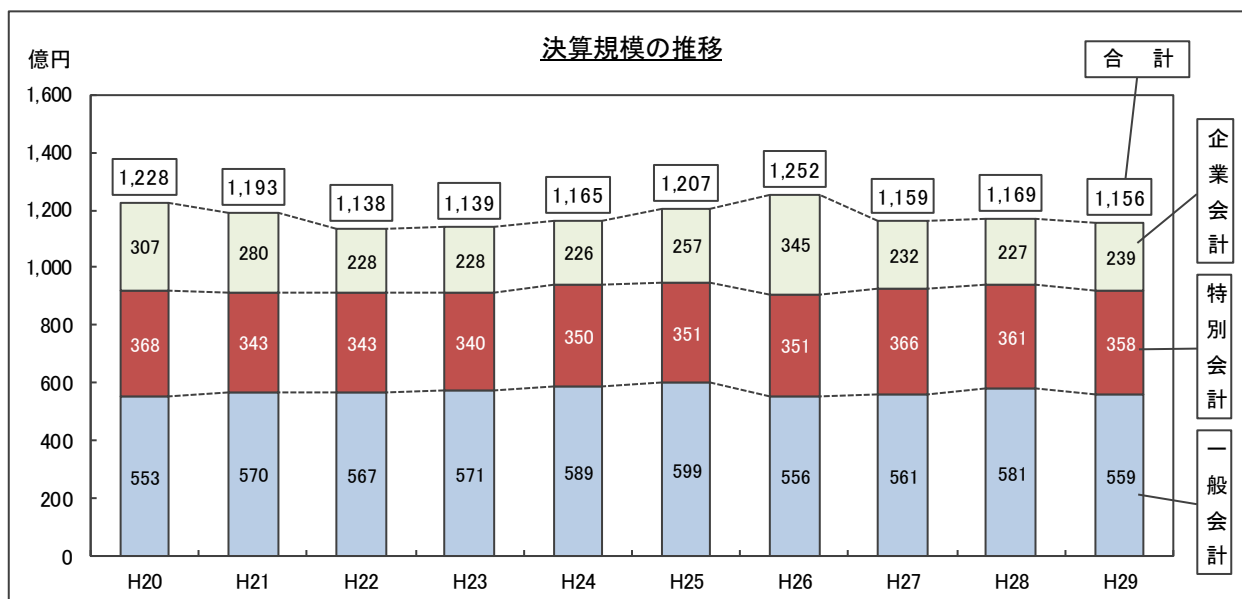
目 次

1. 決 算 規 模	_____	1
2. 決 算 収 支	_____	2
3. 基 金 等		
(1) 財政調整基金・減債基金	_____	3
(2) 特定目的資金基金	_____	3
(3) 他会計などからの借入れ	_____	3
4. 歳 入		
(1) 歳入の内訳	_____	4
(2) 一般財源	_____	4
(3) 市 税	_____	5
(4) 地方交付税	_____	6
5. 歳 出		
(1) 目的別決算状況	_____	7
(2) 性質別決算状況	_____	8
(3) 人 件 費	_____	9
(4) 扶 助 費	_____	10
(5) 公 債 費（元利償還額）	_____	11
(6) 貸 付 金	_____	13
(7) 繰 出 金	_____	13
(8) 普通建設事業費	_____	14
6. 主な財政指標		
(1) 健全化判断比率及び資金不足比率	_____	15
(2) 財政力指数	_____	16
(3) 経常収支比率	_____	17

※四捨五入による端数調整の関係で数値が一致しない場合があります。

1. 決算規模

29年度の決算規模（歳出）は、前年度と比較すると、一般会計は22億円の減、特別会計は3億円の減、企業会計は12億円の増となり、全会計では13億円の減となりました。

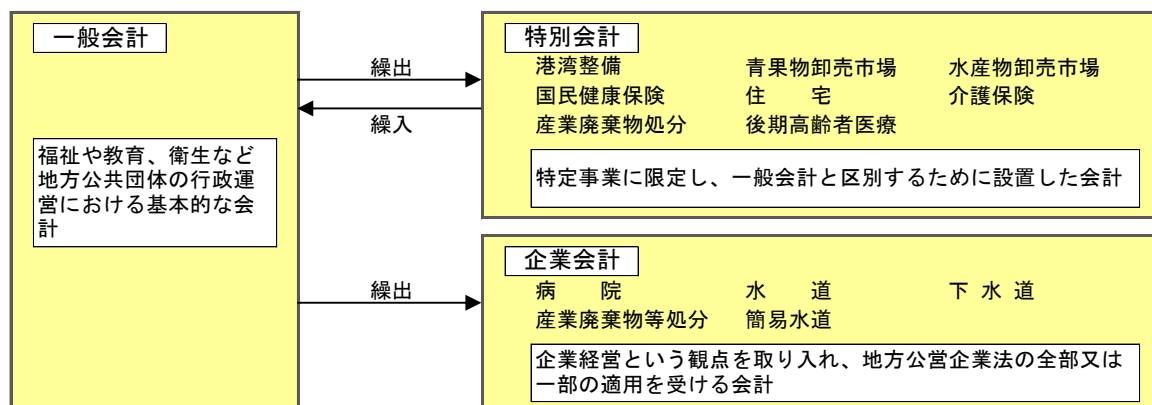


以下、**2. 決算収支** **3. 基金等** **4. 歳 入** **5. 歳 出** は一般会計、**6. 主な財政指標** は、普通会計の内容で記載しています。

会 計 区 分

小樽市では、「一般会計」のほか8つの「特別会計」と5つの「企業会計」を設置しています。「一般会計」から「特別会計」「企業会計」に対し、法令等で定められた基準により繰出金を支出するほか、必要に応じて、特別会計の収支余剰・不足を一般会計との繰入または繰出により調整しています。

なお、簡易水道事業は、平成29年4月1日付けで地方公営企業法を適用したことに伴い、「特別会計」を廃止し、「企業会計」に移行しました。



上記の会計区分ほかに、「普通会計」「公営事業会計」の区分があります。地方公共団体ごとに会計の区分や範囲が異なることから、全ての団体相互間の財政比較や時系列比較が可能となるよう国が定めた決算統計上の分類で、小樽市の「普通会計」は、一般会計及び2つの特別会計（住宅事業、産業廃棄物処分事業）によって構成されています。

2. 決算収支（一般会計）

「実質収支」は22年度から8年連続で黒字となりました。一方で、前年度の実質収支を差し引いた「単年度収支」及び財政調整基金の積立て・取崩しを考慮した「実質単年度収支」は、前年度に引き続き赤字となりました。

■一般会計の決算状況

（単位：百万円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実質収支	▲659	▲31	1,184	1,173	157	286	500	1,922	663	221
単年度収支	638	629	1,215	▲11	▲1,017	130	214	1,422	▲1,259	▲442
実質単年度収支 (ア)	638	629	1,215	656	654	▲443	358	1,744	▲298	▲410
【参考】財政調整基金繰入額	—	—	—	—	258	1,165	—	—	—	300
財源対策 (他会計借入など) (イ)	850	765	612	411	—	—	—	—	—	—
財源対策を考慮した 実質単年度収支 (ア)－(イ)	▲212	▲136	603	245	654	▲443	358	1,744	▲298	▲410

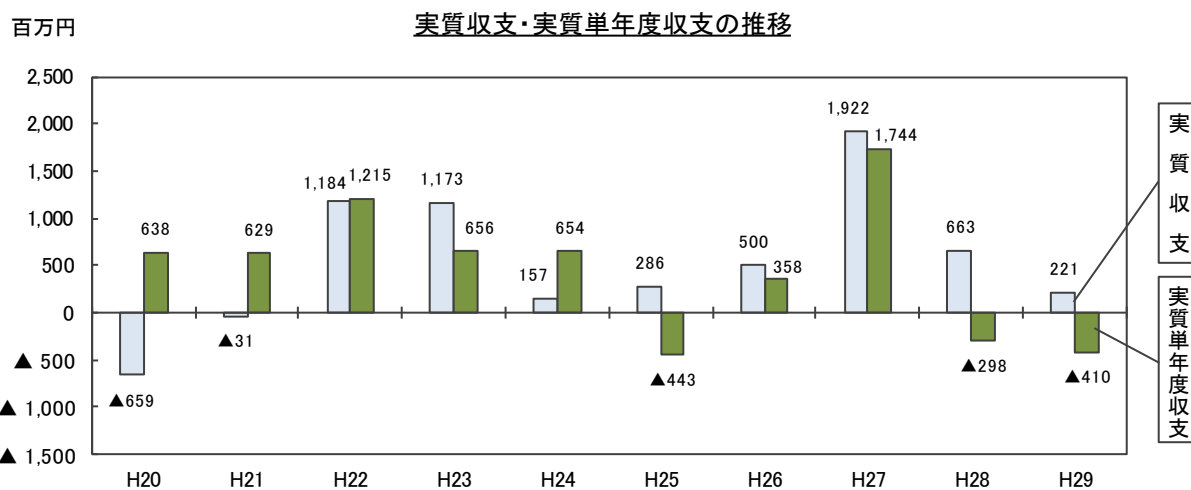
※他会計からの借入は平成23年度が最終です。

29年度の収支状況

29年度の実質収支は2億2,100万円の黒字となりました。実質収支から29年度の歳入に含まれる28年度の決算剰余金である前年度繰越金6億6,300万円を控除した単年度収支は4億4,200万円の赤字、単年度収支に、財政調整基金の積立金3億3,200万円と取崩しによる繰入金3億円を考慮した実質単年度収支は4億1,000万円の赤字となりました。

なお、当初予算における収支不足を補うため行っていた他会計などからの借入による財源対策については、平成24年度以降は実施していません。

（※「他会計などからの借入れ」については、3ページ(3)を参照）



実 質 収 支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

単 年 度 収 支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支（前年度繰越金）を差し引いた額

実質単年度収支：単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額

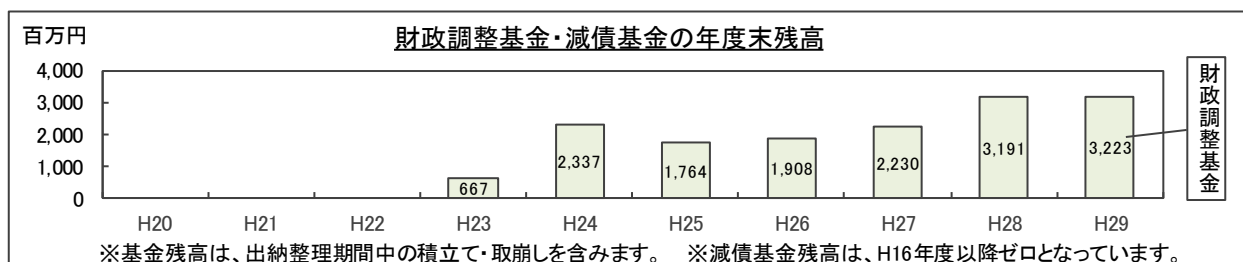
財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金

3. 基金等（一般会計）

（1）財政調整基金・減債基金

財政調整基金と減債基金は、財源調整や市債（借入金）の償還に充てるための積立金です。両基金とも、16年度以降は全額取崩しにより残高がゼロとなっていました。22年度決算で実質収支が黒字となったことから、23年度に財政調整基金へ積み立てています。

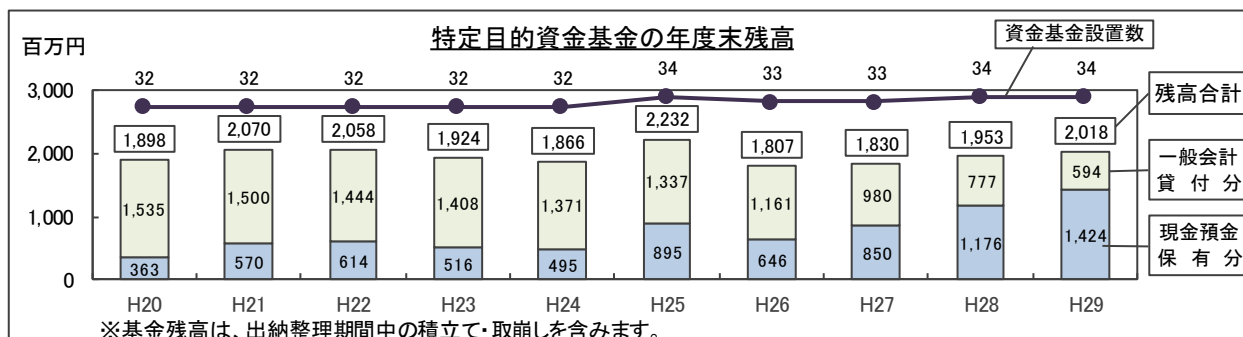
29年度は、前年度決算剰余金などにより3億3,200万円を積立てした一方、財源調整のために3億円の取崩しを行いました。



（2）特定目的資金基金

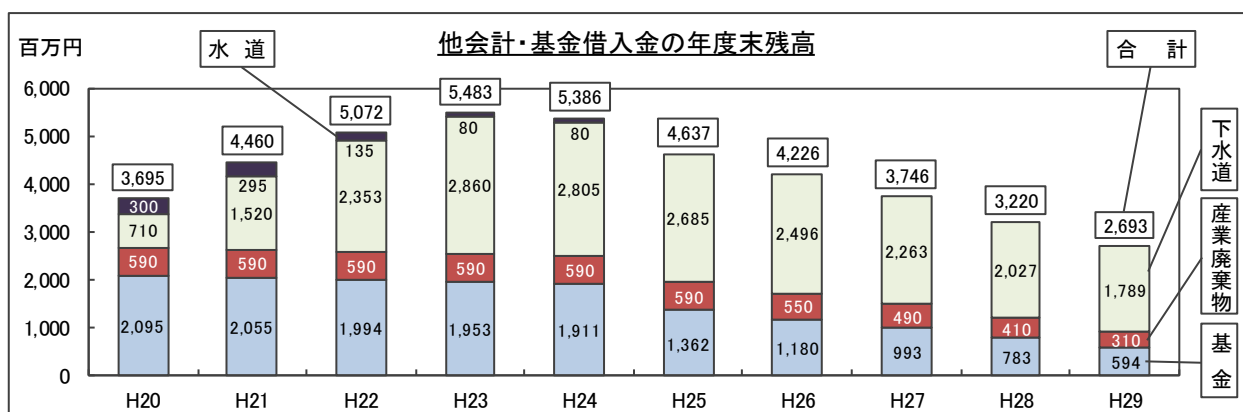
特定の目的のための資金基金の残高は、21年度に「地域経済活性化等推進資金基金」、25年度に「庁舎建設資金基金」「地域の元気臨時資金基金」の創設などにより増加し、26年度に「地域の元気臨時資金基金」「市立病院新築資金基金」において、目的に沿った事業の財源として全額活用したことから残高が減少しました。

29年度は、「ふるさと納税」による寄附金が増加し、「ふるさと応援基金」「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金」などに積み立てたことから基金残高が増加しました。



（3）他会計などからの借入れ

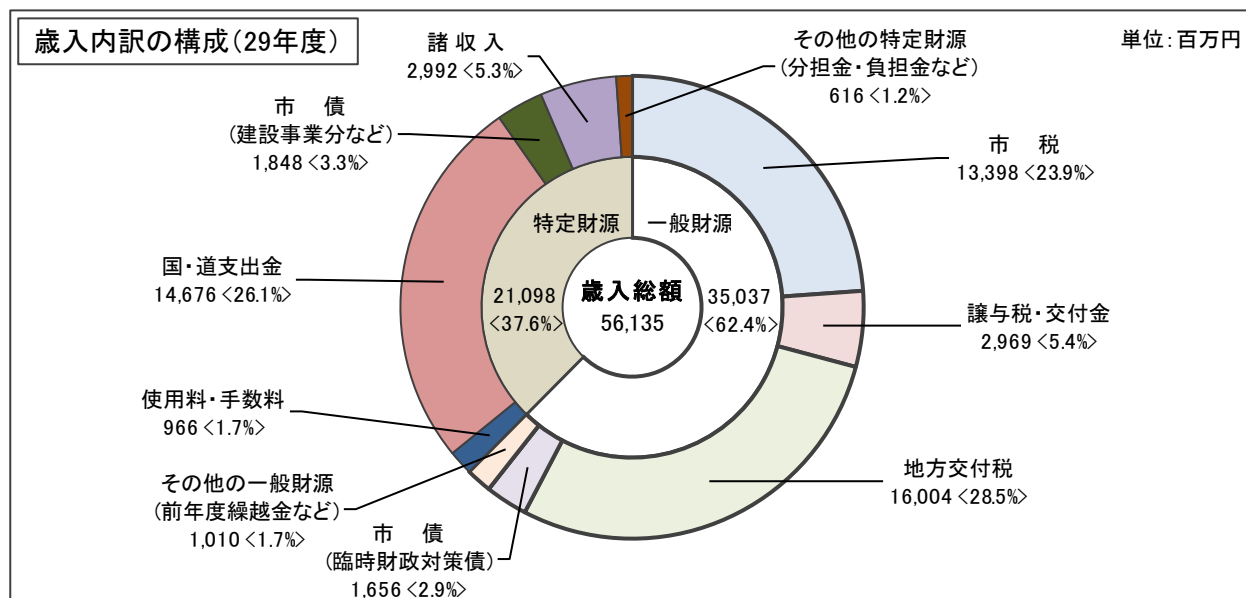
13年度以降に財政調整基金・減債基金の残高が大きく減少したため、14年度から23年度までの間、不足する財源について他会計や基金から借入れを行ってきました。



4. 歳入（一般会計）

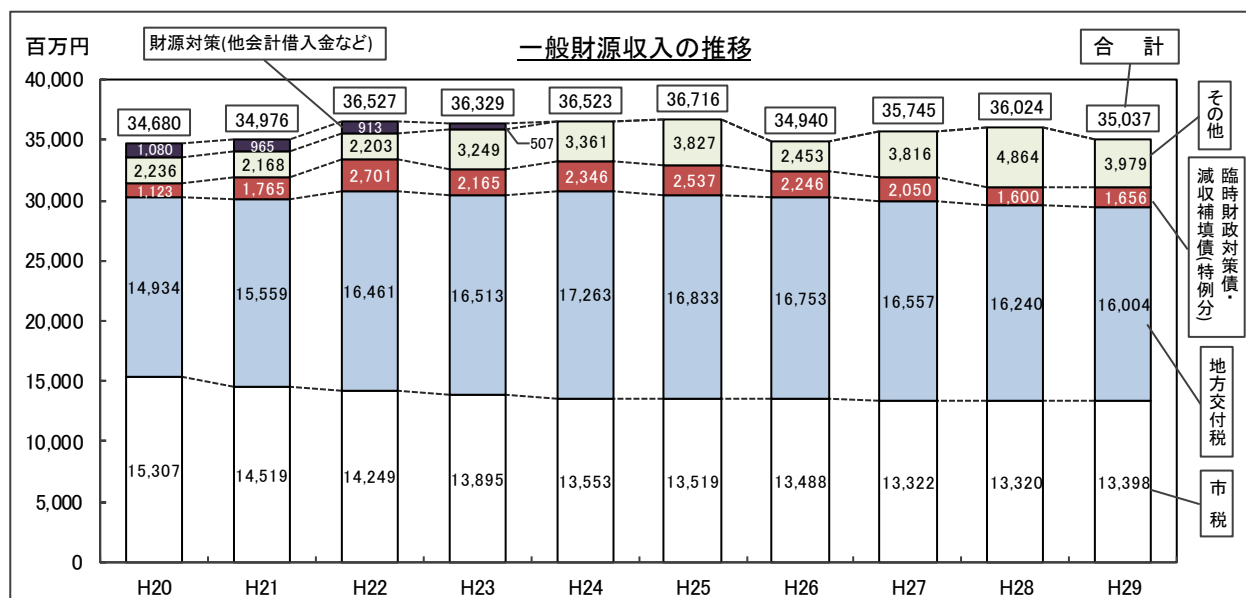
（１）歳入の内訳

29年度の歳入をみると、地方交付税が160億400万円で、歳入全体の28.5%を占めています。次いで、国・道支出金が146億7,600千円で26.1%、市税が133億9,800万円で23.9%となっています。



（２）一般財源

29年度の一般財源収入は、前年度と比べ、市税、地方消費税交付金などで増加しましたが、地方交付税、前年度決算剰余金に伴う繰越金などで減少したことにより、全体では9億8,700万円の減となりました。

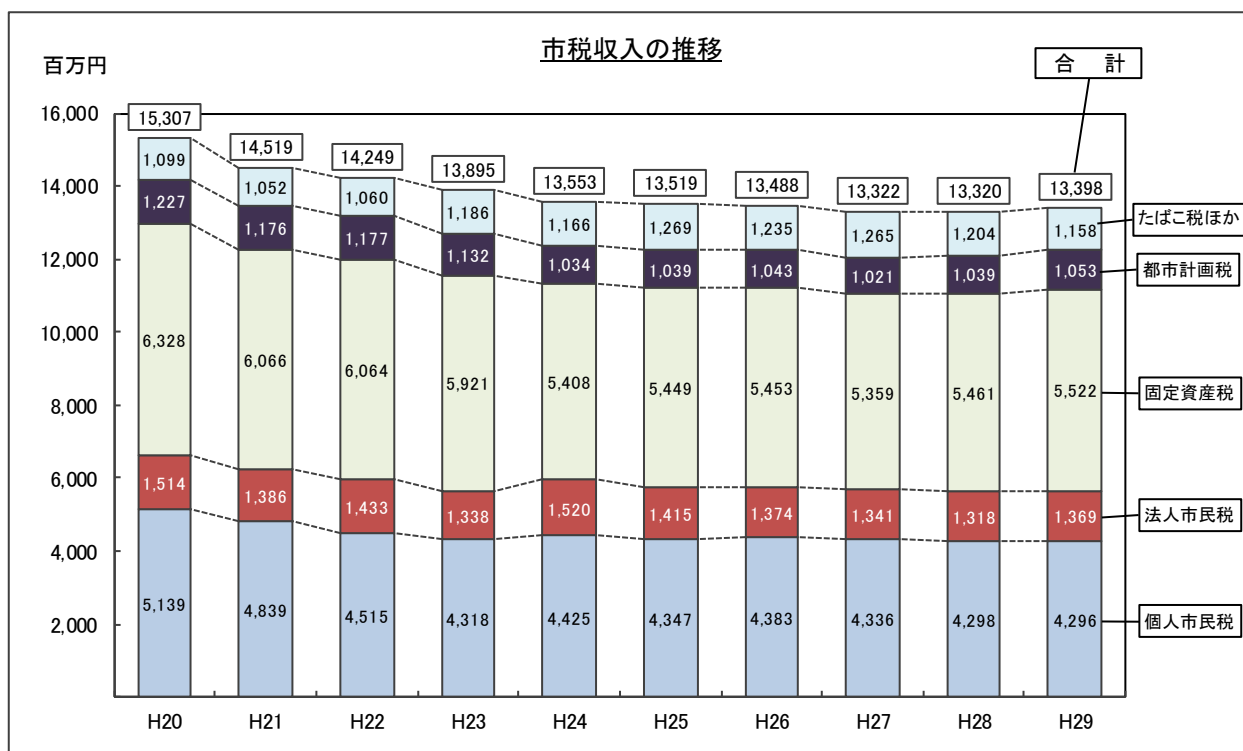


一般財源：市税や地方交付税など、市が自らの判断で用途を決めることができる財源（多様な行政ニーズに対応した市独自の政策を実施するためには、一般財源の確保が重要となる）

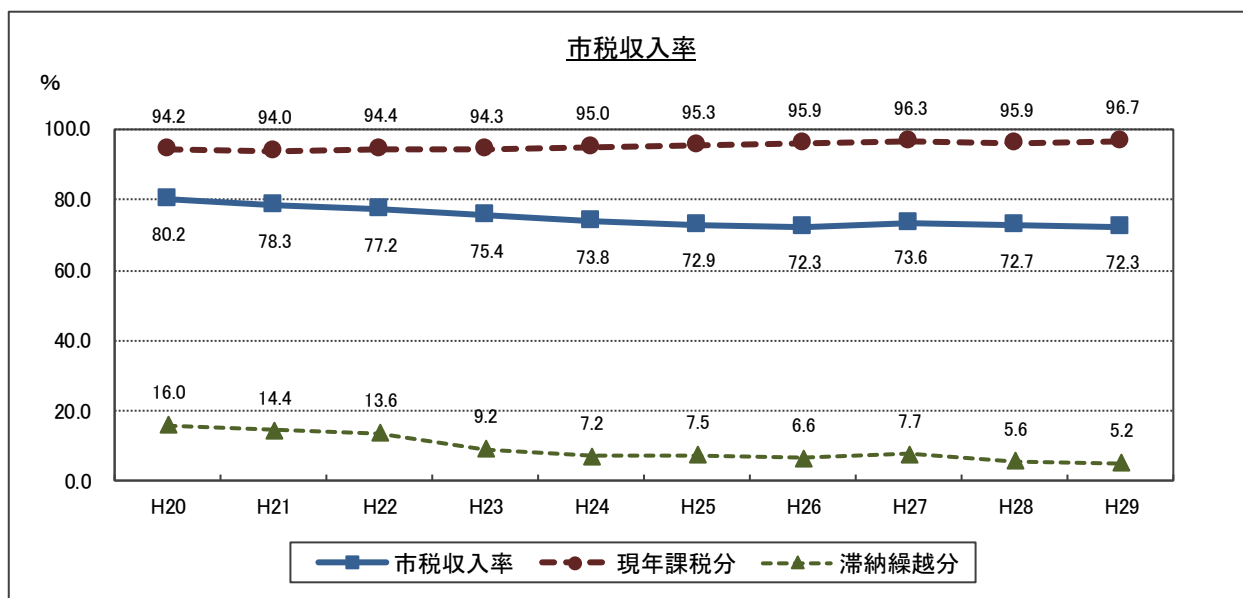
特定財源：国・道支出金や使用料・手数料など、用途があらかじめ定められている財源

(3) 市 税

29年度の市税収入は、前年度と比べ、個人市民税、たばこ税、特別土地保有税で減収となりましたが、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、入湯税で増収となり、全体では7,800万円の増収となりました。



市税収入率は、現年課税分については前年度に比べ上昇し、過去 10 か年で最高値となっていますが、滞納繰越分で減少したことから、市税全体の収入率は減少となりました。

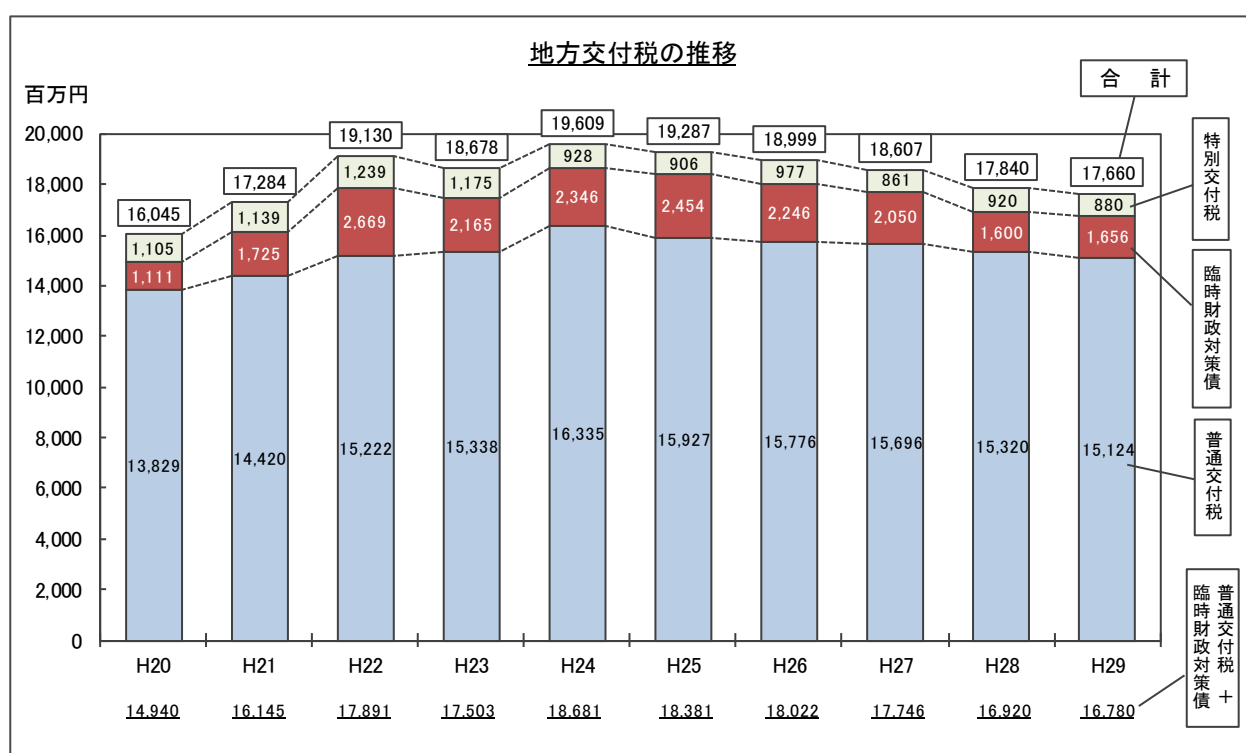


(4) 地方交付税

地方交付税と、普通交付税の一部が振り替えられた臨時財政対策債を合わせた「実質的な地方交付税」は、国の「三位一体の改革」の影響により 16 年度に大幅な削減を受けて以降、19 年度まで減少していましたが、地方再生対策費等の算定項目の新設などもあり、20 年度から増加傾向に転じました。

その後、24 年度は積雪度級地区分の見直しなどにより増加しましたが、25 年度は地方財政計画における地方公務員給与費の削減、26 年度及び 27 年度は地方消費税交付金の増収、28 年度は普通交付税算定の基礎となる国勢調査人口の減少（22 年度調査数値から 27 年度数値に置き換えられた）が普通交付税の算定に反映されたことなどから、それぞれ減少しました。

29 年度は、人口急減補正（国勢調査人口の減による普通交付税の急減を緩和し、毎年度段階的に減額される）や市税収入の増収などが反映され、前年度に比べ減少しました。



地方交付税：地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう国税の一部が地方公共団体に交付されるもので、使い道が特定される「国庫支出金」などとは違い、地方自治体が自由に使えるお金（一般財源）として、市税と合わせて一般会計歳入の約半分を占める貴重な財源

普通交付税：財源不足団体に対して交付される地方交付税

特別交付税：普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付される地方交付税

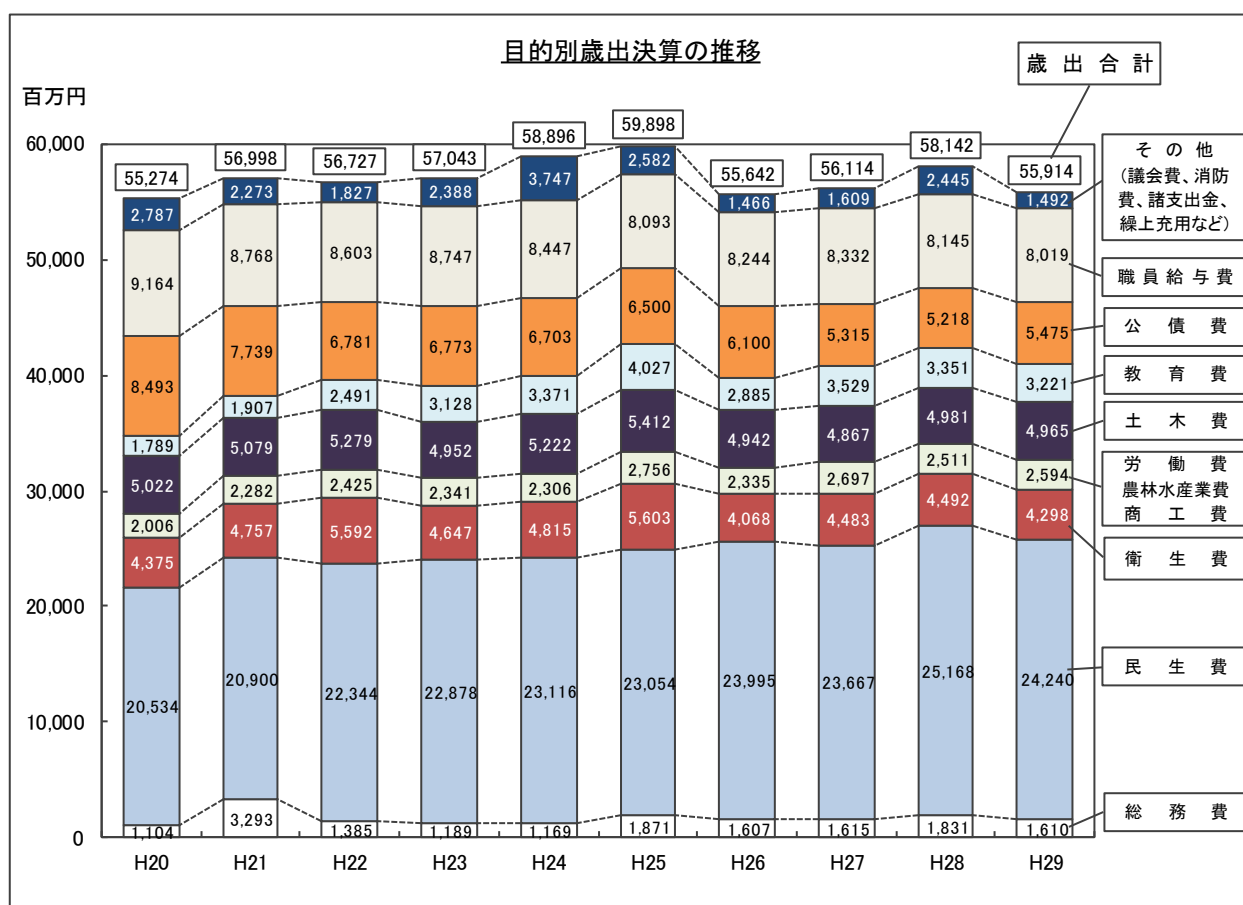
臨時財政対策債：地方交付税を交付するための財源に不足が生じていることから、不足額の一部を地方負担により補填するため、地方自治体に特例で借入が認められた地方債（返済する際の元利償還額は、後年度の地方交付税の算定において全額算入される）

5. 歳 出（一般会計）

（1）目的別決算状況

歳出を使われる目的別にみると、29年度も引き続き民生費が一番多く、次いで職員給与費、公債費の順となっています。

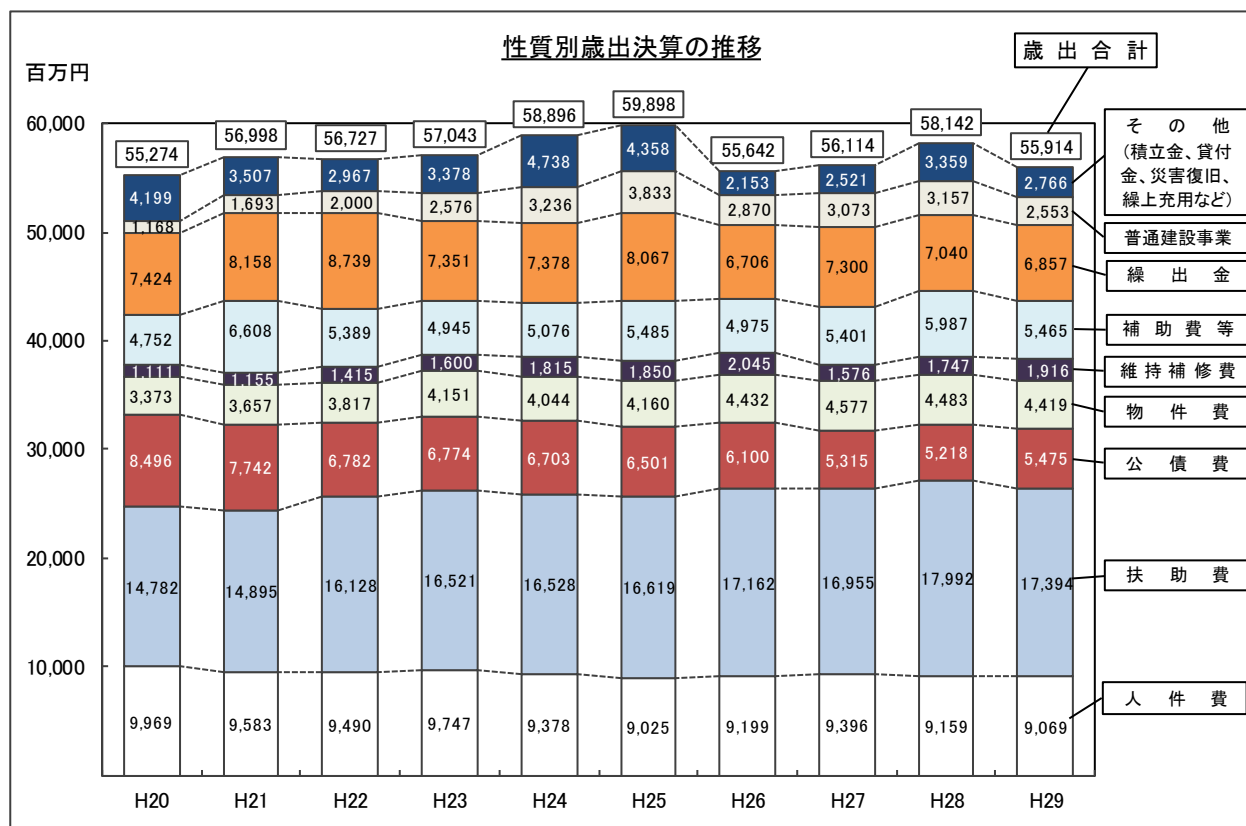
前年度と比較すると、公債費において2億5,700万円増加しましたが、民生費において臨時福祉給付金給付事業費の減などにより9億2,800万円、消防費において前年度に消防署オタメイ支署の建設工事が終了したことなどにより3億2,000万円、諸支出金において前年度決算剰余金の減少に伴う財政調整基金積立金の減などにより6億3,100万円それぞれ減少したことにより、歳出総額で22億2,800万円の減となりました。



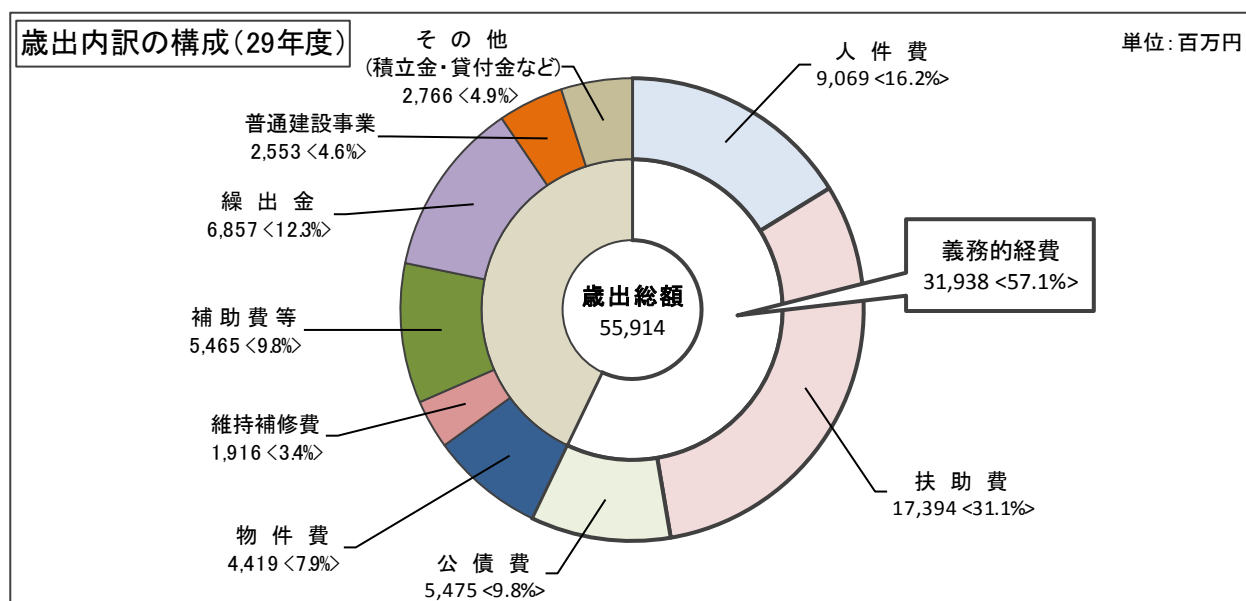
- 総務費**：庁舎の管理、企画調整、財務、税務、戸籍、統計調査、選挙などに使われる経費
- 民生費**：児童、高齢者、心身障害者等の福祉施設の整備や運営、生活保護などに使われる経費
- 衛生費**：保健所やごみ処理など健康で衛生的な生活環境を保持するために使われる経費
- 労働費**：失業や就業対策のために使われる経費
- 農林水産業費**：農業、林業、水産業の振興のために使われる経費
- 商工費**：商業や観光事業などの振興のために使われる経費
- 土木費**：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の整備や維持管理などに使われる経費
- 教育費**：小・中学校、社会教育など教育関係に使われる経費
- 公債費**：借入金の元金・利子の支払いに使われる経費
- 諸支出金**：直ちに特定の行政目的達成に結びつくものではない経費（財政調整基金積立金、特別会計などへの借入金償還金など）

(2) 性質別決算状況

歳出を経費の性質別に見ると、29年度も前年度と同様に扶助費が一番多く、次いで人件費、繰出金の順となっています。



性質別経費のうち、「人件費」「扶助費」「公債費」の3つの経費は、いわゆる「義務的経費」といわれ、固定的な性格の強い経費です。29年度では歳出全体の57.1%（28年度55.7%）を占めており、本市財政の硬直化の一因となっています。

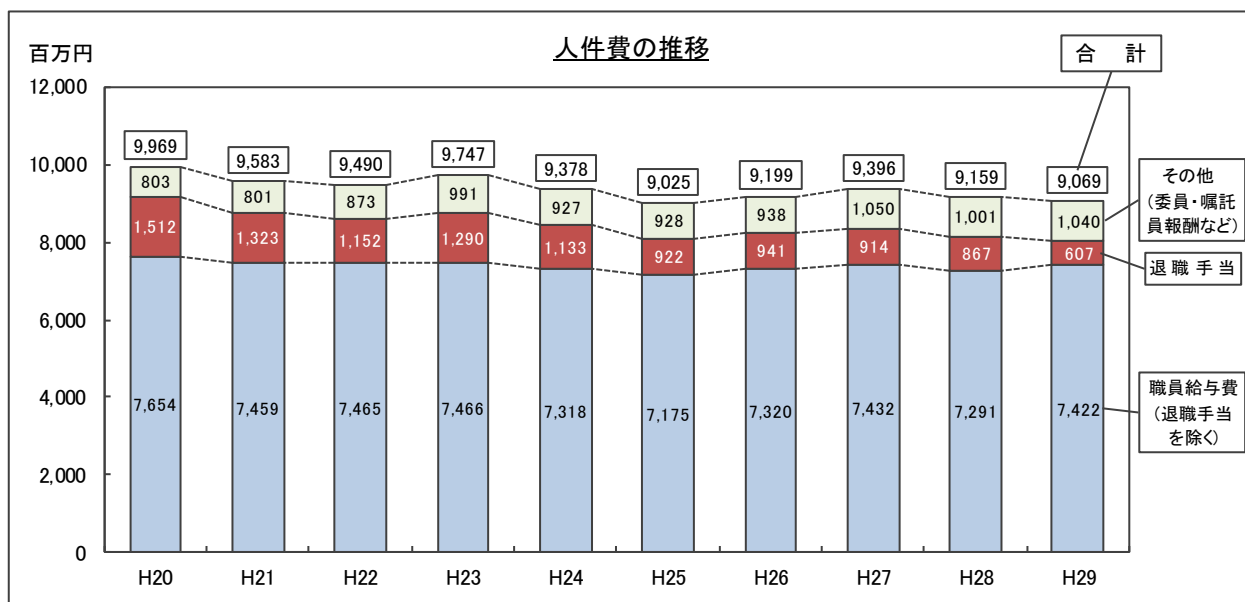


扶 助 費：生活保護や医療助成など個人に給付される経費、保育所等の運営に係る経費など
公 債 費：借入金の元金・利子の支払いに使われる経費

(3) 人件費

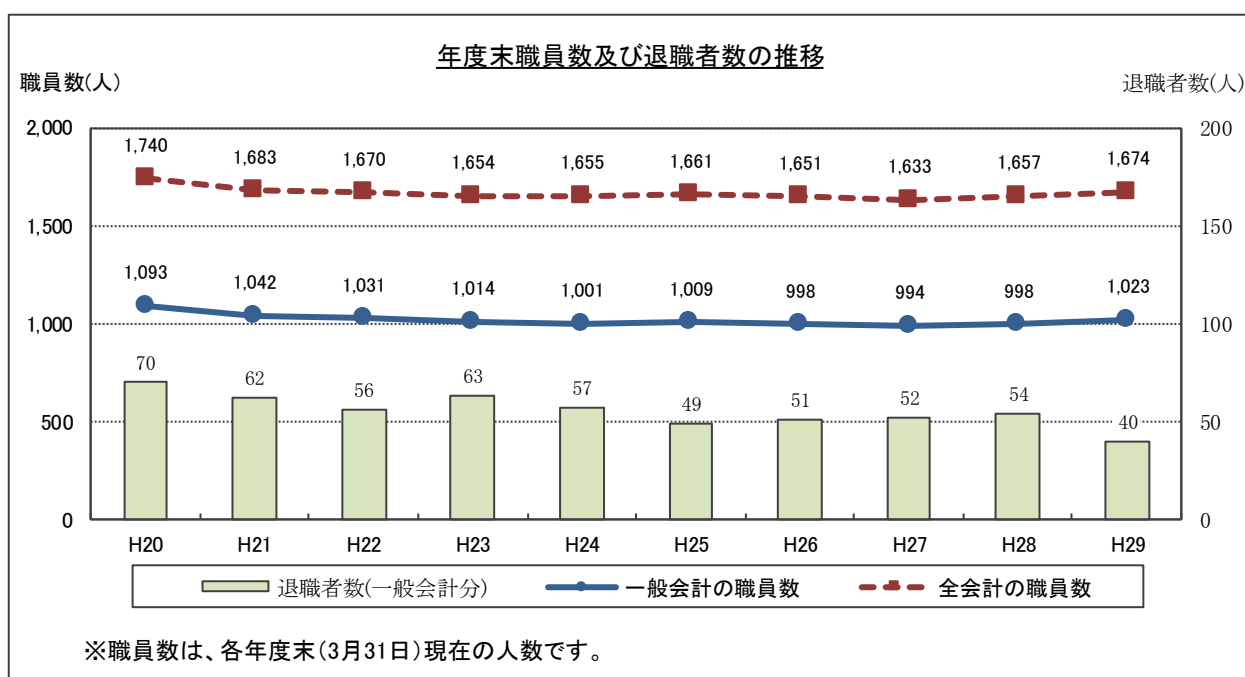
人件費は、前年度と比較して、職員給与費で1億3,100万円、嘱託報酬で3,000万円増加しましたが、退職手当で2億6,000万円減少したことなどにより、全体で9,000万円の減となりました。

なお、退職手当を含む職員給与費について、20年度と比較すると11億3,700万円の減となっています。



29年度の年度末職員数は、前年度と比較して、一般会計で25人の増、全会計の合計で17人の増となりました。

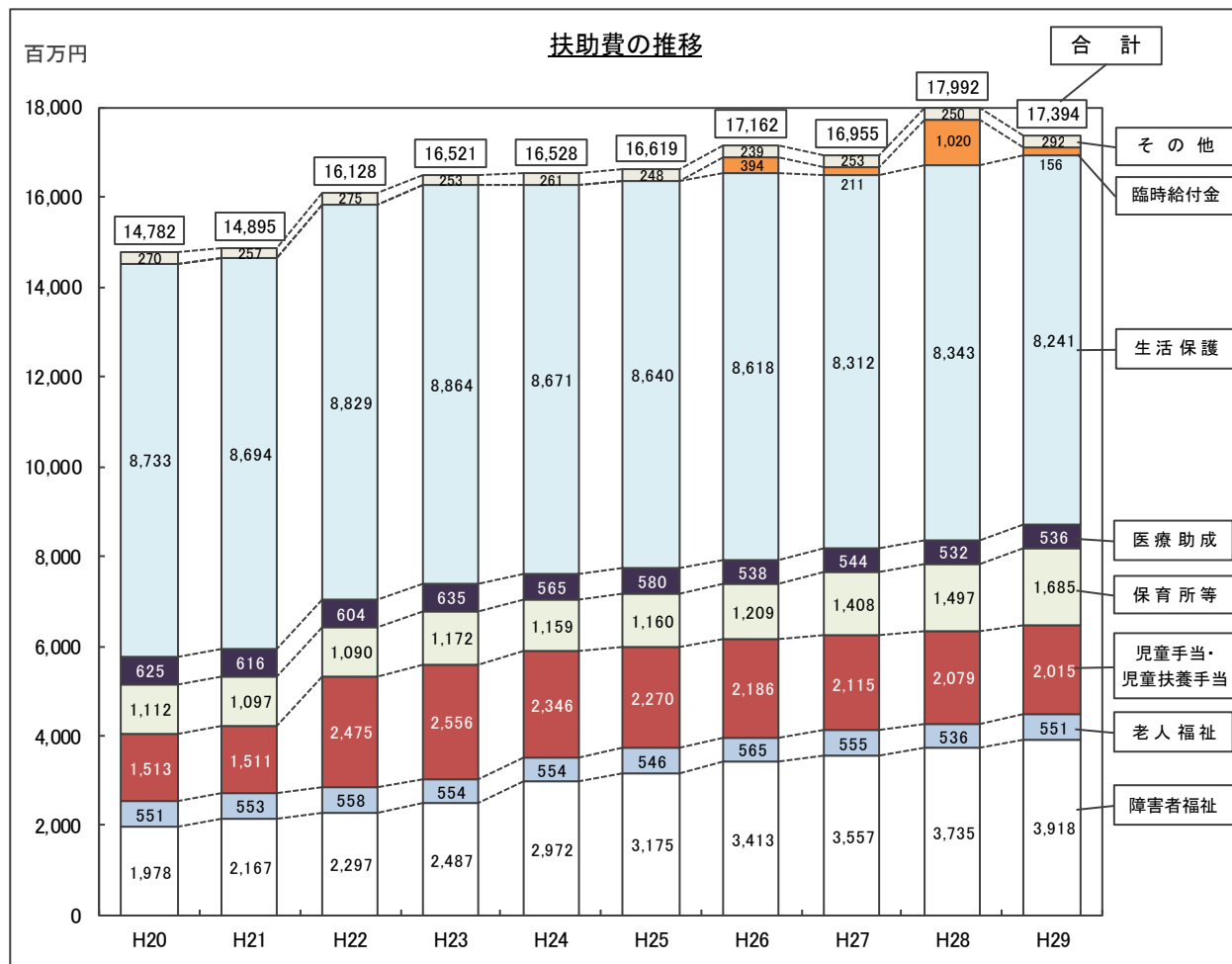
なお、20年度と比較すると全会計の合計で66人の減となっています。



(4) 扶助費

扶助費は173億9,400万円で、前年度と比較して、臨時福祉給付金給付事業で8億6,400万円の減となったことなどにより、全体で5億9,800万円(3.3%)の減となりました。

20年度と比較すると、「生活保護」で4億9,200万円(5.6%)減少しましたが、「障害者福祉」で19億4,000万円(98.1%)、「児童手当・児童扶養手当」で5億200万円(33.1%)、「保育所等」で5億7,300万円(51.6%)それぞれ増加しており、全体で26億1,200万円(17.7%)の増となっています。



扶助費の区分の主な内容は次のとおりです。

障害者福祉：自立支援医療(更生医療)給付費、重度障害者福祉手当、介護給付費、地域生活支援事業費など

老人福祉：老人ホーム保護費、ふれあいパス事業費など

保育所等：保育所費(市立保育所)、児童措置費(私立保育所、認定こども園など)

医療助成：重度心身障害者医療助成費、こども医療助成費、ひとり親家庭等医療助成費

生活保護：生活保護費

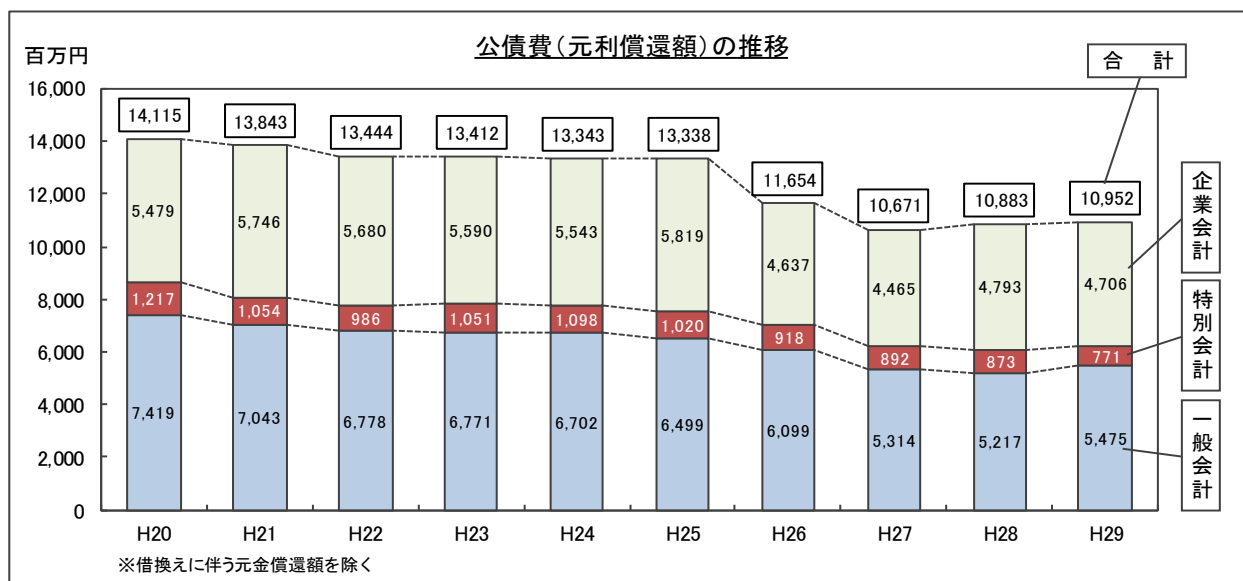
その他：就学援助費、結核対策費など

(5) 公債費（元利償還額）

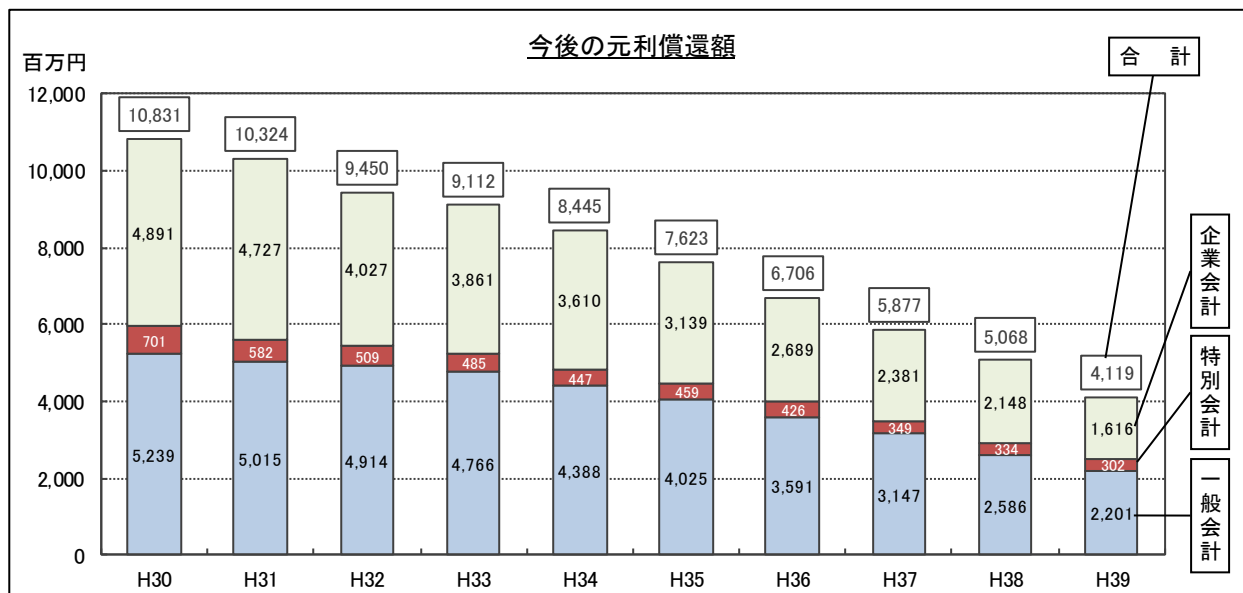
※一時借入金利子及び市債の借換分を除きます。

※簡易水道事業は、平成 29 年 4 月 1 日付けで地方公営企業法を適用したことに伴い、29 年度より特別会計を廃止し、企業会計に移行しました。

29 年度の元利償還額は、一般会計では 54 億 7,500 万円で、前年度と比較して 2 億 5,800 万円、4.9%の増、特別会計では 7 億 7,100 万円で、前年度と比較して 1 億 200 万円、11.7%の減、企業会計では 47 億 600 万円で、前年度と比較して 8,700 万円、1.8%の減となり、全体では前年度と比較して 6,900 万円、0.6%の増となりました。



29 年度までに借り入れた市債の今後の元利償還額は、次のとおりです。

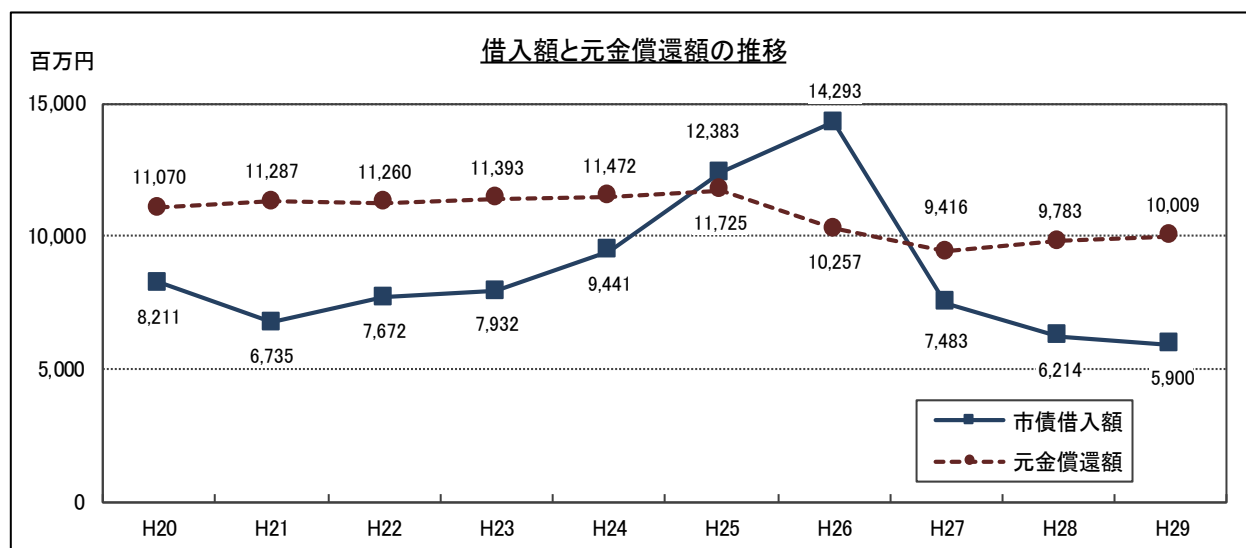


※今後の元利償還額は、利率見直しによる利率の変動や借換えにより変動します。なお、30 年度以降新たに借り入れる市債の元利償還額は、このグラフに含まれていません。

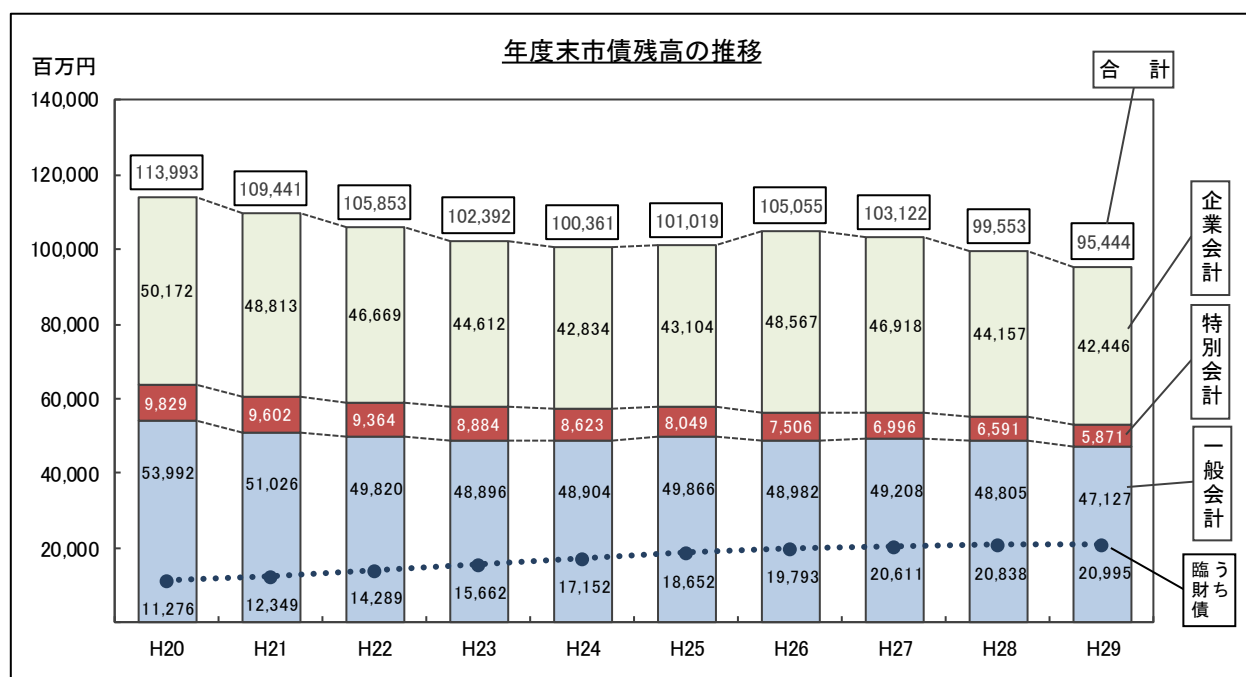
公債費：借入金の元金・利子の支払いに使われる経費

各年度の借入額と元金償還額は、25年度と26年度において新市立病院建設に伴う公営企業債の増などにより借入額が元金償還額を上回っていますが、その他の年度では、借入額が元金償還額を下回っています。

29年度の借入額は前年度に比較し3億1,400万円減少していますが、これは水道事業会計において、建設改良などに伴う借入が5億2,000万円増加した一方、一般会計において、前年度に消防署オタモイ支署の建設工事が終了したことや退職手当債の皆減などにより9億5,000万円減少したことなどによるものです。



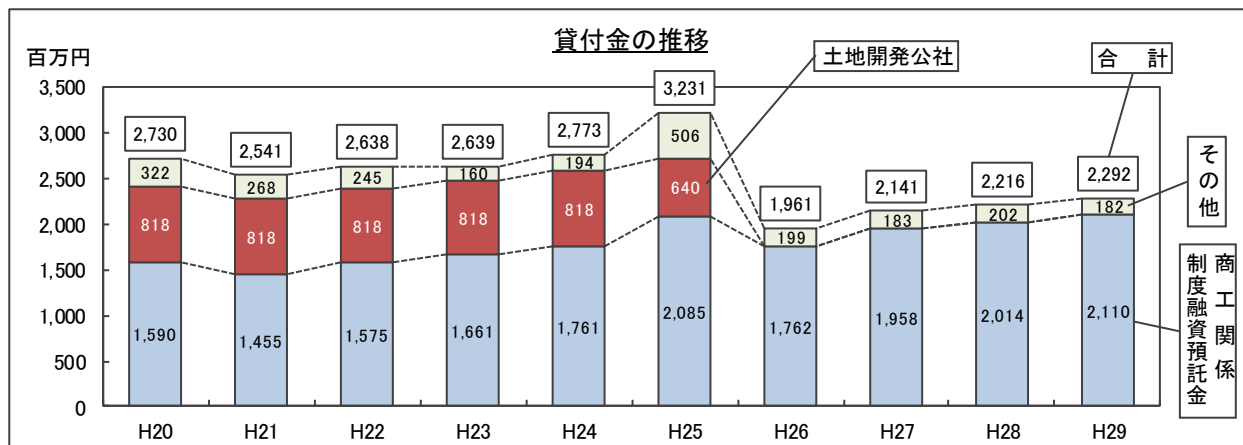
29年度末の市債残高は、一般会計で471億2,700万円、特別会計で58億7,100万円、企業会計で424億4,600万円、総額では954億4,400万円となり、前年度と比較して41億900万円の減となりました。



(6) 貸付金

29年度の貸付金は22億9,200万円で、前年度と比較して7,600万円、3.4%の増となりました。これは、中小企業経営安定健全化資金貸付金の増加により、商工関係制度融資預託金が増加したことなどによるものです。

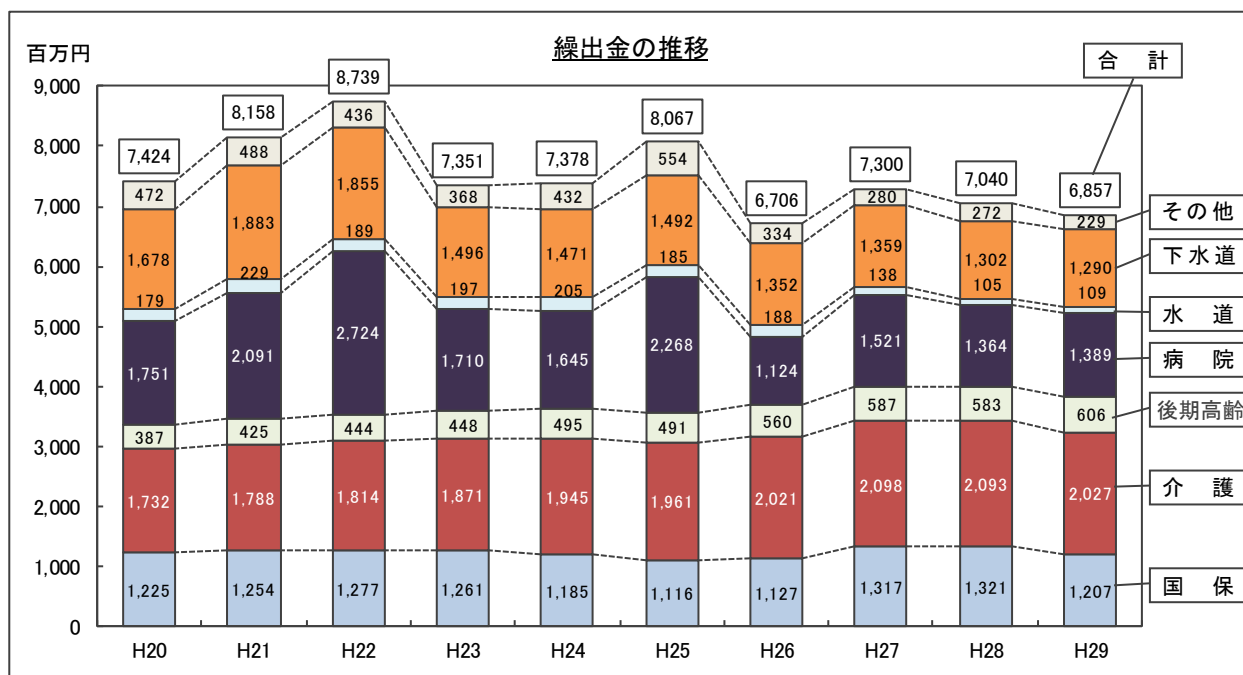
なお、26年度は前年度と比較して12億7,000万円減少していますが、これは土地開発公社の解散に伴う貸付の終了や地域総合整備資金貸付金の減少などによるものです。



(7) 繰出金

29年度の繰出金は68億5,700万円で、前年度と比較すると1億8,300万円、2.6%の減となりました。これは国民健康保険事業特別会計への繰出金が、保険基盤安定分などの繰出の減により1億1,400万円の減となったことなどによるものです。

なお、高齢者医療制度の改正に伴い、20年度より、新設した後期高齢者医療事業特別会計への繰出を開始するとともに老人保険事業特別会計への繰出は大幅に減少し、22年度には、老人保健事業特別会計の廃止に伴い老人保険事業への繰出が皆減しています。

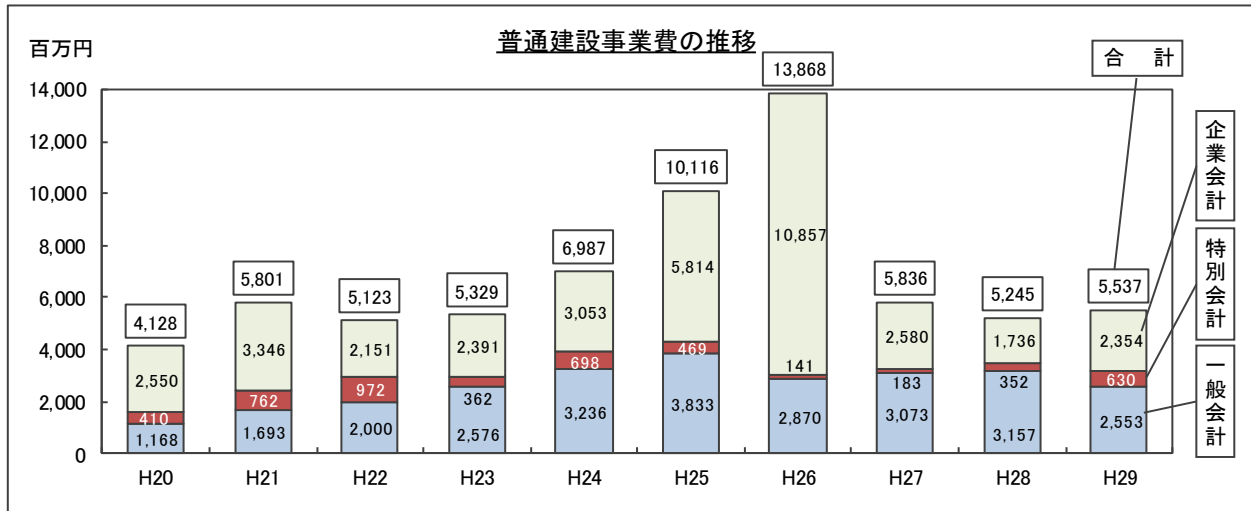


繰出金：一般会計、特別会計、企業会計の相互間において支出される経費

(8) 普通建設事業費

29年度の普通建設事業費は55億3,700万円で、前年度と比較すると2億9,200万円、5.6%の増となりました。これは、消防署オタモイ支署の建設工事が28年度で終了したことなどにより、一般会計で6億400万円、19.1%の減となりましたが、住宅事業特別会計において市営住宅若竹3号棟の建設工事の実施などにより、特別会計で2億7,800万円、79.2%の増、水道事業会計において建設改良工事費や導・送水管整備工事費の増などにより、企業会計で6億1,800万円、35.6%の増となったことによるものです。

なお、25年度及び26年度は、病院事業会計における新市立病院建設工事の実施より企業会計で大幅な増加となっています。



◇主な建設事業の実施状況

(単位: 百万円)

事業名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
北海道新幹線建設費負担金										6
防災行政無線(同報系)整備事業										5
保育所建設事業										
廃棄物最終処分場拡張整備事業	240	169				9	285	404	27	9
新夜間急病センター建設事業				29	172	99				
臨時市道整備事業	245	392	397	452	476	393	402	360	324	314
ロードヒーティング更新事業		87	51	79	81	122	77	45	40	49
道路ストック更新事業								70	22	28
高速道路周辺道路整備事業									42	41
橋りょう長寿命化事業								53	97	110
銭函高架橋耐震化事業									60	41
銭函地区河川防災事業					6	64	27	22	17	15
旧国鉄手宮線整備事業			10		194	87	26	56	36	3
都市公園安全・安心事業						84	24	29	28	57
小樽公園再整備事業							56	30	58	12
港湾国直轄工事費負担金	45	44	36	25	24	27	40	157	203	200
臨港道路改良事業								12	25	12
合同庁舎周辺整備事業	20	35	43	83	11			33		
岸壁改良事業(第2号ふ頭／第3号ふ頭)			32	74	21	38	45	19	7	19
岸壁附帯施設改修(勝納ふ頭)					60	144				
消防機動力増強・近代化事業(消防自動車等)			63	188		64	31	115	83	106
高機能消防指令センター整備事業					307	12				
消防救急無線デジタル化事業						8	296	159		
救急業務高度化推進事業(救急自動車等)					47		31		26	
(仮称)消防署オタモイ出張所建設事業							24	9	338	
トイレ改修事業(長橋小、高島小)										89
校舎等改築事業(手宮地区統合小)					34	341	872	582	247	
校舎等改築事業(山手地区統合小)					11	5	33	190	587	1,223
校舎改築事業(朝里中)								7	105	
耐震補強・大規模改造等事業(小)			288	348	344	274	13	535		
耐震補強・大規模改造等事業(中)			273	634	330		7	148	456	
新共同調理場建設事業				212	848	1,601				
桜ヶ丘球場整備事業								114		
港湾特別会計			36		10		9	19	20	56
住宅特別会計	127	562	937	349	660	460	95	163	321	574
産業特別会計	284	200								1
病院統合新築事業(病院事業会計)				120	878	3,628	8,476	590		
水道事業会計	753	839	825	919	953	933	927	1,015	836	1,208
下水道事業会計	1,641	2,118	1,172	967	1,062	1,067	1,453	882	797	836

普通建設事業費：道路、橋、学校、公園等公共及び公用施設の新増設等に要する経費

6. 主な財政指標

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した各比率は下記のとおりです。

29 年度決算では、すべての健全化判断比率及び資金不足比率が、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回りました。

[健全化判断比率]

(単位: %)

指 標 名	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	(参 考)	
						早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	11.73	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	16.73	30.00
実質公債費比率	13.7	12.2	10.6	8.3	7.9	25.0	35.0
将来負担比率	88.4	75.7	69.4	61.7	48.5	350.0	

※連結実質赤字比率の財政再生基準・・・H21決算40%、H22決算35%、H23決算以降30%

[資金不足比率]

(単位: %)

会 計 名	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	(参 考) 経営健全化基準
港湾整備事業特別会計	—	—	—	—	—	20.0
青果物卸売市場事業特別会計	—	—	—	—	—	
水産物卸売市場事業特別会計	—	—	—	—	—	
簡易水道事業特別会計※	—	—	—	—		
病院事業会計	—	6.5	—	—	0.1	
水道事業会計	—	—	—	—	—	
下水道事業会計	—	—	—	—	—	
産業廃棄物等処分事業会計	—	—	—	—	—	
簡易水道事業会計※					—	

※簡易水道は、平成29年4月1日付けで、地方公営企業法を適用したことに伴い、簡易水道事業特別会計を平成29年3月31日で廃止し、企業会計に移行しました。

・実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

・連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字及び資金不足の合計から実質黒字及び資金余剰の合計を控除した額の標準財政規模に対する比率

・実質公債費比率

一般会計等が負担する市債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

・将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

・資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

・早期健全化基準（イエローカード）

健全化判断比率のどれか一つでもこの基準を上回ると、財政健全化計画の策定・公表が義務づけられます。

・財政再生基準（レッドカード）

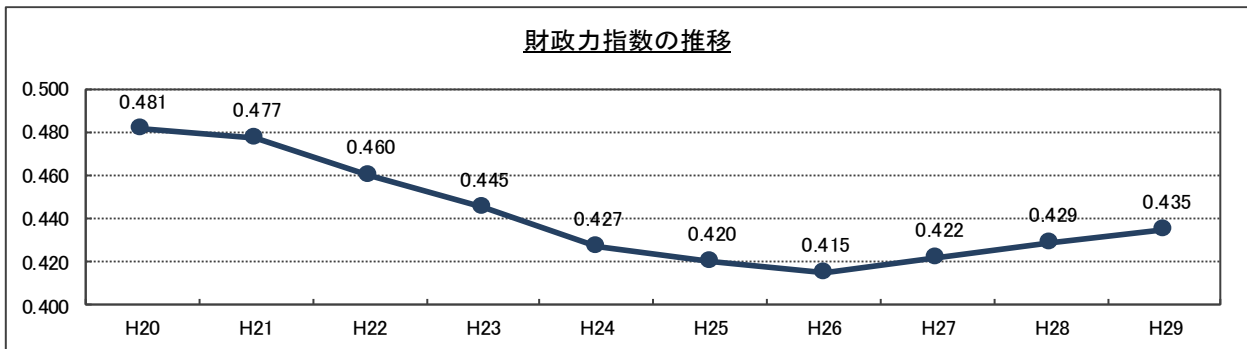
健全化判断比率のどれか一つでもこの基準を上回ると、財政再生計画の策定・公表が義務づけられます。また、この計画について、総務大臣の同意が得られていなければ、災害復旧事業債等を除き、市債の借入れができなくなります。

・経営健全化基準（イエローカード）

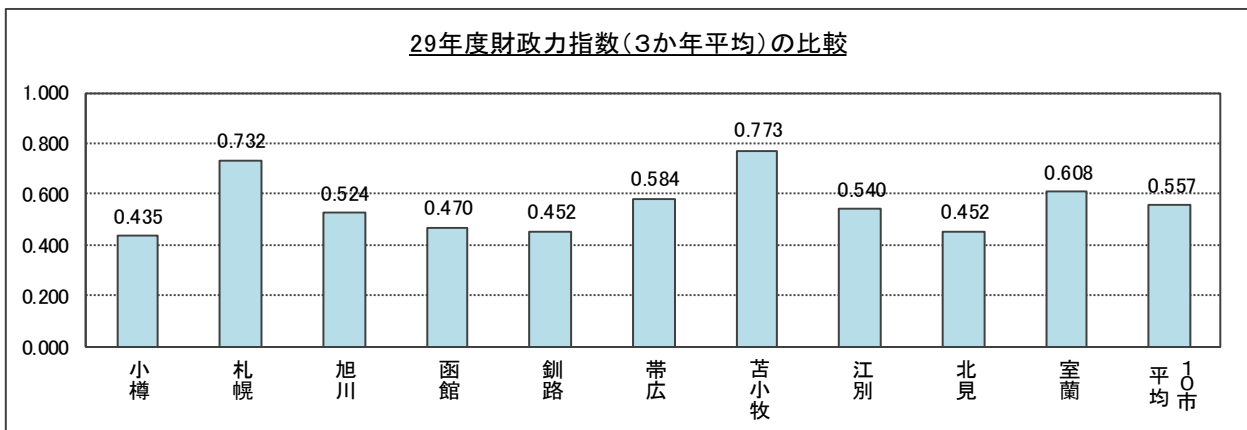
公営企業の早期健全化基準に相当するもので、この基準を上回ると、経営健全化計画の策定・公表が義務づけられます。

(2) 財政力指数

29年度の財政力指数（3か年平均）は0.435で、標準的な行政サービスを提供するために必要な経費を市税や地方譲与税等で43.5%しか賄えず、56.5%を普通交付税に依存している状況にあります。

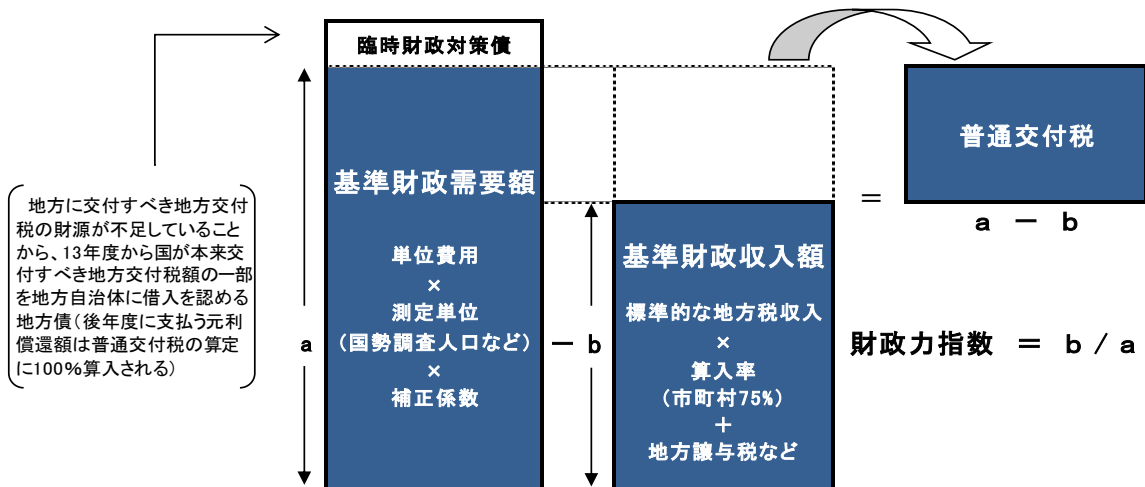


道内主要都市10市の中では、一番低い数値となっています。



財政力指数：地方公共団体の財政力の強弱を示す指標で、基準財政収入額（標準的に収入し得る収入額）を基準財政需要額（標準的な行政サービスを提供するために必要な支出額）で除して得た数値の3か年平均値。

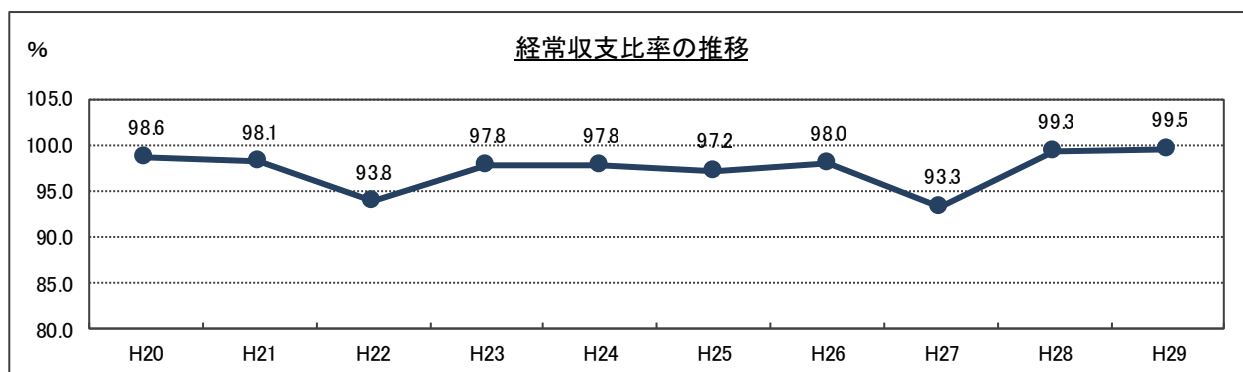
なお、基準財政収入額、基準財政需要額と普通交付税との関係は以下のとおりで、財政力指数が低いほど普通交付税に依存していることになります。



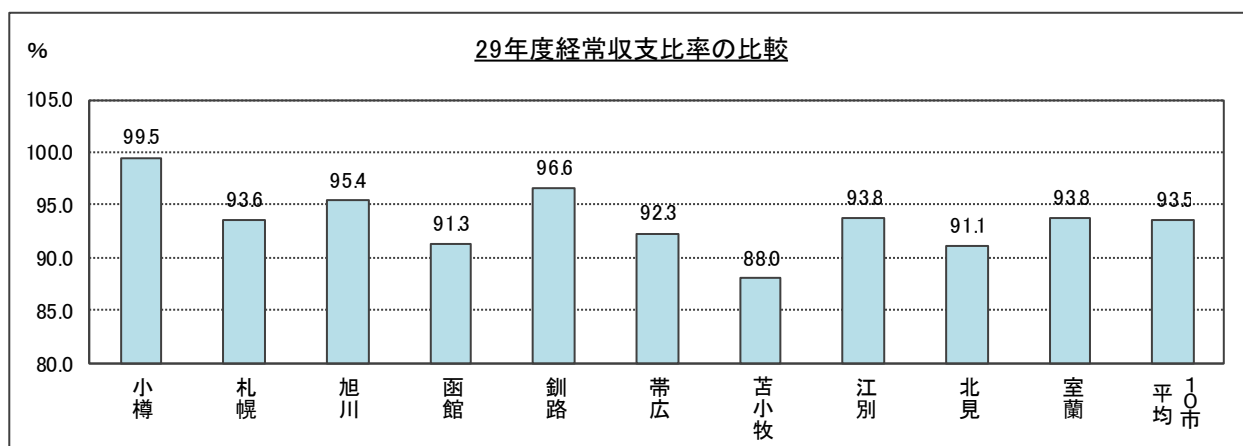
(3) 経常収支比率

29年度の経常収支比率は99.5%で、前年度と比較して、歳入では地方交付税が減少し、歳出では公債費や扶助費が増加したことなどにより、0.2ポイント上昇しました。

本市の経常収支比率は、引き続き90%を超える状況となっており、政策的な事業に使える財源が少なく、非常に硬直した財政構造となっています。



道内主要都市10市の中では、一番高い数値となっています。



経常収支比率：財政構造の弾力性を示す指標で、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源や臨時財政対策債等の合計額に占める割合。数値が低いほど一般財源に余裕があり、基金への積立てや政策的な事業を行うための財源として利用できることを示し、数値が高いほど財政構造が硬直化していることを示す。